

法改正・労働問題・労基署対策・労務実務を100%会社側の社労士が解決！

みらい労働法務事務所ニュース

発行者：社会保険労務士 谷口史晃

連絡先：〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6階

電話：06-6809-5092 Mail info@mirai-sr.com



退職者の有給休暇の取り扱いについて

いつも大変お世話になっております。社労士の谷口です。

さて、いよいよ年度末を迎えバタバタとされている企業様も多いのではないのでしょうか。

そして同じように、この時期になるとバタバタとし始めるのが労働者の「退職」です。

そこで今回は、その退職に関する相談の中でも特によくいただく「**有給休暇の消化**」にスポットを当てて、お話したいと思います。

◆ 未消化年休について

未消化の有給休暇を持っている従業員が必ずといっていいほど有給休暇を請求してくるのが、**退職直前の時期**です。特に多いのが退職日までの残りの全労働日に有給休暇をあててそのまま退職してしまうケースです。

このようなケースで企業様から必ず聞かれることがあります。それは

『ホンマにこんなもんやらなアカンのか？』

というものです。

結論から申し上げますと、残念ながら「やらなアカン」になってしまいます。

◆ 労働基準法の決まりごと

労働基準法では労働者からの事前の請求があった場合、労働者が指定した日に有給休暇を与えなくてはならないことになっております。これを労働者の「**時期指定権**」と言います。

『ほな労働者の言われるがままか！？』

社長のおっしゃることはごもっとも。そこで会社には別に「**時期変更権**」という権利が与えられています。

これは業務の都合などでどうしてもその時期に有給休暇が与えられない場合、会社が他の時期に取得日を変更できるというものです。

◆ 退職時の有給休暇の取り扱い

さて今回問題となっている退職時の有給休暇の消化ですが、もし退職日から逆算した全労働日に有給休暇をあてられた場合、法律上は与えざるを得ません。というのも**退職日より後に会社の時期変更権を行使することはできない**ことになっているためです。

◆ 取り逃げ予防法

とはいえ、まともに引き継ぎもせず、有給休暇だけとってサッサと辞められた場合、企業様としては納得がいかないでしょう。

そこで少しでもそのようなことを防ぐために、就業規則等で**退職をするにあたっての一定のルール**を定めておくことがとても重要です。直接的な強制力はありませんが、訓示的意味合いとして十分に機能する可能性があります。

まだ定めが不十分であれば是非この機会に見直しをおすすめいたします。

☆編集後記☆

最近、運動不足解消のため、自転車通勤を始めました。自宅から事務所まで片道10km、約40分の道のりです。始めた当初は筋肉痛になったり、息切れしたりと結構キツかったのですが、最近は慣れてきたのか、ほとんど疲れることもなく、かなり快適です♪カロリーは消費できるし、苦手な満員電車にも揺られずに済む。一度やったらもう止められません！

チャリ通にご興味のある方、自転車の選定から通勤経路まで、何でもご相談に応じますのでお気軽にお問い合わせください。

お気軽にご相談ください(9:00~18:00)

TEL 06-6809-5092